鹿児島県新型インフルエンザ等対策 行動計画 【概要版】

平成26年2月

県新型インフルエンザ等対策行動計画概要

これまでの経緯

国

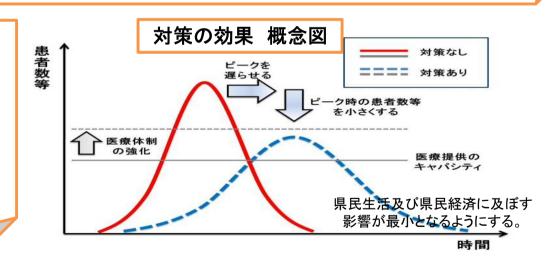
- ① 平成17年11月に新型インフルエンザ対策行動計画を策定
- ② 平成20年感染症及び検疫法の一部を改正する法律により、新型インフルエンザ対策の強化が図られ、平成21年2月に同計画を改定
- ③ 平成21年新型インフルエンザ(A/H1N1)が確認され、実際の現場での運用等多くの知見が得られたため、平成23年9月に同計画を改定
- ④ 対策の実効性を高めるために、平成25年4月に新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「特措法」という。)が制定され、同法に基づき6月に新型インフルエンザ等対策政府行動計画を策定

県

- ① 新型インフルエンザ対策について、平成17年12月に鹿児島県新型インフルエンザ対策行動計画を策定
- ② 国の平成23年の行動計画の改定により、平成24年3月に県計画を改定
- ③ 特措法第7条の規定に基づき, 鹿児島県新型インフルエンザ等対策行動計画を策定

目的・基本的な戦略

- 1 感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護する。
- ① 流行のピークを遅らせ、医療体制の整備等の時間を確保する。
- ② ピーク時の患者数等を少なくして、医療提供のキャパシティを超えないようにする。
- ③ 重症者や死亡者数を減らす。
- 2 県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
 - ① 感染対策等により欠勤者の数を減らす。
 - ② 事業継続計画等の作成・実施等により業務の継続に努める。



基本的な考え方

○ 病原性が高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すもので、新型インフルエンザ等が発生した際には、病原体の特徴、流行の状況及び地域の特性等を踏まえ、人権への配慮や対策の有効性、実効可能性及び対策そのものが県民生活に与える影響等を総合的に勘案し、県行動計画の中から実施すべき対策を選択し決定する。

「県新型インフルエンザ等対策行動計画」の改正のポイント

			改正前	改正後			
策	定 の 根	拠	法的根拠なし	特措法第7条			
対	象の感染	症	新型インフルエンザ,再興型インフルエンザ	新型インフルエンザ, 再興型インフルエンザ, 新感染症			
発	生 の 段	階	未発生期,海外発生期,国内発生早期(県内未発生期),県内発	· 			
対策	で うま 要 項	目	①実施体制、②サーベイランス・情報収集、③情報提供・共有、	④予防・まん延防止, ⑤医療			
			⑥ワクチン,⑦社会・経済機能の維持	⑥県民生活・県民経済の安定の確保(ワクチンは④へ)			
	① 実 施 体	制	県対策本部設置は海外で新型インフルエンザ発生時 国が示す対策全体の基本方針に基づき対策実施 (市町村対策本部設置について規定なし)	県対策本部設置は政府対策本部設置時(特措法) 国決定の基本的対処方針に基づき対策実施(特措法) ●市町村対策本部設置は緊急事態宣言時(特措法)			
対	② サーベイランス 情報 収集	ス・	通常のサーベイランスの実施に加えて、海外発生期~県内発生	早期までは患者の全数把握等サーベイランス強化			
	③情報提供・共	有	市町村、保健所等にコールセンター設置				
			情報伝達手段としてテレビ等のマスメディア	テレビ等のマスメディアに加えてホームページやSNSを活用			
	④予防・まん延防	近上	県民等の基本的感染対策の実施, 住民接種の実施(改正案では特措法)				
			外出や集会の自粛要請,学校等の臨時休業等の要請	●外出自粛要請, 学校等の使用制限等要請等(特措法)			
			医療関係者等へのプレパンデミックワクチン接種	登録事業者等に対する特定接種の実施(特措法)			
策	策 ⑤ 医 療		医療機関に帰国者・接触者外来,保健所等に帰国者・接触者相談センター設置,県内感染期の患者診療は原則として一方の医療機関で実施				
				●臨時の医療施設の設置(特措法)			
	⑥県民生活 ・県民経 済の安定の確保		職場における感染対策,事業継続の取組の実施				
			医薬品、食料品等の物資の円滑な流通についての要請	●電気・ガス等の安定供給, 緊急物資の輸送, 生活関連 物資等の価格の安定等(特措法)			
そ	Ø	他		指定地方公共機関の指定(特措法) 住民接種の接種順位の基本的考え方			

被害想定

	全	:国	鹿児島県		
医療機関の 受診者数	約1,300万人~約2,500万人		約17万人~約33万人		
重症度	中等度	重度	中等度	重度	
入院患者数	約53万人	約200万人	約7,000人	約27,000人	
1日当たり最大 入院患者数	約10.1万人	約39.9万人	約1,300人	約5,300人	
死亡者数	約17万人	約64万人	約2,200人	約8,500人	

発生段階

未発生期	海外発 生期	国内発生早期(県内未発生期)	県内発生早期	県内感染期	小康期
発生し ていな い状態	海外で 発生し た状態	国内のいずれ かの都道府 県で発生して いるが県内で は発生してい ない状態	県内で発生 しているが、 患をを変 を変 を 変 き 変 き え が き 変 き え が き 変 き え の き 変 き え の き え り る り き れ り る り る り る り る り る り る り る り る り る り	患者の接触 歴が疫学調 査で追えな くなった状 態	発 生 が 生 でとど まってい る状態

役割分担

国	県	市町村	医療機関	指定(地方)公 共機関	登録事業者	一般の 事業者	県民
新型インフルエ ンザ等対策を的 確かつ迅速に実 施するとともに県, 市町村等を支援 して万全の態勢 を整備	・特措法及び感染症法に基づく実施主体としての中心的な役割・県内の新型インフルエンザ等対策の総合的な調整・推進	・ワクチン接種・要援護者への支援	・院内感染対策及び 医療資器材の確保 ・地域における医療 連携体制の整備 ・発生状況に応じた 診療体制の強化	特措法に基づき, 新型インフルエン ザ等対策を実施	各職場におけ る感染対策の 実施及び重 要業務の事 業継続	各 け 対 策 族 族 族 い 業 の 実 た 、 選 の 実 た 、 き の 実 に り ま た り ま り ま り 、 り ま り ま た り ま た り ま た り ま た り ま た り ま た り ま た り と り と り と り と り と り と り と り と り と り	個で策での 人感実料品 が発送 は活蓄 の備

新型インフルエンザ等対策の主要6項目別の主な内容

実施体制	サーベイランス・ 情報収集	情報提供・共有	予防・まん延防止	医療	県民生活及び県民 経済の安定の確保
・県対策本部の設置・行動計画の策定・市町村,指定(地方)公共機関等の関係機関との連携体制の確立	・通常のインフルエンザサーベイランスの実施・患者の全数把握等のサーベイラス体制の強化	・市町村.保健所にコールセンター設置・受取手に応じた多様な媒体を用いた情報提供手段の確保	 ・個人, 地域及び職場における感染対策の強化 ・水際対策の実施 ・緊急事態宣言時における不要不急の外出自粛要請や施設の使用制限等の要請・特定接種, 住民接種の実施 	・帰国者・接触者相談センター. 帰国者・接触者外来設置 ・発生段階に応じた医療体制の確立 ・抗インフルエンザウイルス薬の予防投与, 備蓄	・指定地方公共機 関の事業継続計 画 策定 ・食料品等の買占 め, 売惜しみが 生じないための 要請

発生段階ごとの対策の概要

	海外発生期	国内発生早期 (県内未発生期)	県内発生早期	県内原	惑染期	小康期		
対策の考え方	・県内発生をできる限り遅 らせる ・県内発生に備えての体 制整備	・流行のピークを遅らせるため ・感染拡大に備えた体制整備		・対策の主眼で 的な感染拡大 害軽減に変動	大防止から被	・第二波に備えた 第一波の評価を 行うとともに影響 からの回復を 図る		
		県対策本	部の設置及び本部会議	養開催				
実施体制	国内及び県内発生に備え た事前準備	情報の集約・ 共有·分析 備えた検討	県内感染期に	おける対策の検	討·実施	対策の評価・見直し		
		国が決定した基本的対処方針の県民への周知、対策実施						
	★市町村対策本部の設置							
サーベイ	国内外での新型インフルエンザ等の発生状況等の必要な情報収集							
ランス・情報収集	通常のサーベイランスの継続							
月刊状未	患者の全数把握				<u>ь</u>	再流行を早期に探知		
	学校等における集団発生把握の強化							
	県民へ国内外の発生状況や具体的な対策(対策の理由,実施主体)の情報提供 情報提供のあり							
情報提供· 共有		・個人レベルでの感染対策や ・学校・保育施設等や職場での)の周知	方の評価・見直し		
	市町村、保健所等へコールセンター設置	٦-	ールセンターの充実・強	让		コールセンターの 縮小		
			4	Γ	★新型インフルエンサ	「等緊急事態宣言後の措置		

	海外発生期	国内発生早期 (県内未発生期)	県内発生早期	県内感染期	小康期
₹ #-	感染症法に基づく患者への対応 同居者等の濃厚接触者への対尿 等)の準備		患者, 濃厚接触者への措置 の実施	患者、濃厚接触者への対応	を縮小・中止
予防・ まん延	国と連携した水際対策の実施 (〜県内感染期)	県民, 事業	者等に対して、基本的な感染対	対策等の要請	•
防止		特定接種	の実施		•
		★不要不急の外出自粛	オ要請,学校・保育所等の施	設の使用制限要請・指示	>
	住民接種の接種体制の構築, 準備		★住民接種の	実施	
	新型インフルエ	ンザ等の症例定義及び診断・	治療に関する情報の医療機	関等への周知	
E.F		関に「帰国者・接触者外来」を 等に「帰国者・接触者相談セン		一般の医療機関で診療を行い, 入院治療は重症患者が対象(それ以外の患者は在宅での療養を要請)	通常の医療
医療	環境保健センターにおける PCR検査体制の整備	PCR検査体制の確立	機関等への移送 PCR確定検査の実施	医療従事者に対する従事要請等	体制に移行
	患者の同居者、医療従事者又フルエンザウイルス薬の予防		に必要に応じて抗イン	★臨時の医療施設の設置	
	職場における感	染対策の準備	職場における感	染対策の実施の要請	
県民生活 及び県民	指定地方公共機関等は	事業継続に向けた準備	★事業継続に向けた取組等	★事業の継続	縮小・中止してい た業務の再開
経済の安定の確保	市町村は、遺体を安置できるが	を設等の確保のための準備	>		
たい無体		食料品, 生活関連物	物資等の買占め及び売惜し	みが生じないよう要請	
		★電気ガス等の安定供給, 週	選送等の確保,緊急物資の運送。	生活関連物資等の価格の安定	>

新型インフルエンザ等発生

第一段階 海外で発生(病原性が不明な時期)

政府対策本部

- •基本的対処方針策定
- 検疫実施、特定接種の実施等

県対策本部

- ・行動計画に基づく対応
- ・帰国者・接触者相談センターの設置
- ・コールセンターの設置
- ·帰国者·接触者外来の設置

第二段階 国内で発生(病原性等が明らかになってくる時期)

病原性等が強いおそれがある場合

- ・国民の生命及び健康に著しく重大な被害を 与える恐れ
- ・全国的かつ急速なまん延により国民生活・ 国民経済に甚大な影響

左記以外の場合

(影響が季節性インフル エンザと同程度等)

緊急事態宣言(政府)

市町村対策本部

- ・外出自粛要請,施設の使用制限等の要請・指示
- ・緊急物資の確保(運送・売渡の要請・指示等)
- ・臨時の医療施設の設置等
- ・住民への予防接種

政府・県対策本部の廃止

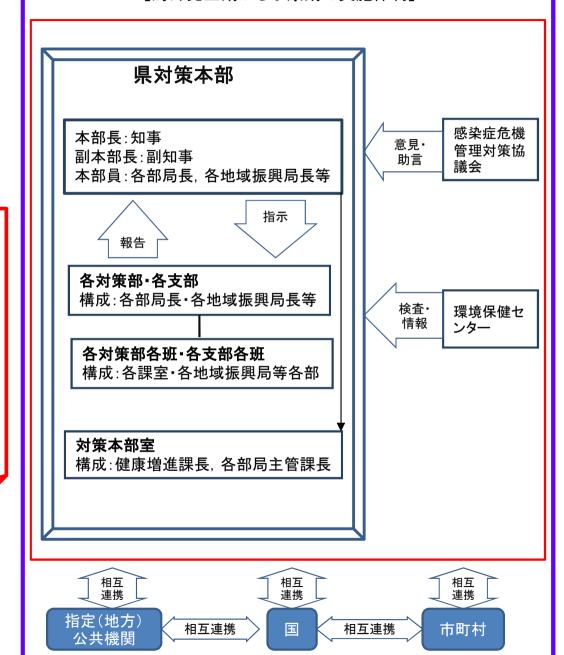
第三段階 流行が一旦終息

緊急事態宣言終了

市町村対策本部の廃止

- ・緊急事態措置を縮小・中止
- •一連の対策を評価する。

【海外発生期から小康期の実施体制】



発生段階ごとのサーベイランス

未発生期	海外発生期	国内発生早期 (県内未発生期)	県内発生早期	県内感染期	小康期
			E サーベイランス いて患者発生の動向を調査		
	(基幹	インフルエン † 全に医療機関においてインフ	ゲ入院サーベイランス ルエンザによる入院患者の発	生動向を調査	
	(ウイルス 病原体定点医療機関においてウ	、 サーベイランス イルス株の性状(亜型や薬剤耐性	生等)を調査	
		学校欠席 (学校等におけるインフルエン	者サーベイランス ・ザ様症状による欠席者の状況	兄を調査	
	亲	新型インフルエンザ等患者の	全数把握	患者数の増加	再流行を早期に 深知するため再開
	学	・ 校等における集団発生の把		に伴い中止	/

住民接種の対象者の分類, 接種順位

【住民接種の対象者の分類】

【正氏技性の対象者の万規】	
分類(対象者)	備考
①医学的ハイリスク者	基礎疾患を有する者とは基礎疾患
呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、	により入院中又は通院中の者をいう。
発症することにより重症化するリスクが高い	
と考えられる者	
・基礎疾患を有する者	
- 妊婦	
②小児	1歳未満の小児の保護者及び身体
	的な理由により予防接種が受けられ
	ない小児の保護者を含む。
③成人・若年者	
④高齢者	65歳以上の者
ウイルスに感染することによって重症化す	
るリスクが高いと考えられる群	
O SAAA MA CAMBA CA	

【住民接種の接種順位】					
考え方	新型インフルエンザの タイプ	重症化しやすさ	接種順位		
1)重症化,死亡を	・成人・若年者に重症者 が多いタイプ ・高齢者に重症者が多い タイプ	①医学的ハイリスク者 ②成人・若年者 ③小児	①医学的ハイリスク者 ②成人・若年者 ③小児		
可能な限り抑えることに重点を置いた考		④高齢者 ①医学的ハイリスク者	④高齢者 ①医学的ハイリスク者		
え方		③小児	②高齢者 ③小児		
	・小児に重症者が多いタ	<u> </u>	④成人・若年者①医学的ハイリスク者②小児		
	イプ	③高齢者 ④成人・若年者 ①医学的ハイリスク者	③高齢者 ④成人·若年者 ①小児		
2) 我が国の将来を 守ることに重点を置 いた考え方	・成人・若年者に重症者 が多いタイプ		②医学的ハイリスク者 ③成人・若年者 ④高齢者		
いに考え力	・高齢者に重症者が多いタイプ	①医学的ハイリスク者 ②高齢者 ③成人・若年者	① 向配名 ① 小児 ② 医学的ハイリスク者 ③ 高齢者		
	317	①成人·若年者 ①成人·若年者	③向配日 ④成人・若年者 ①医学的ハイリスク者		
3) 重症化, 死亡を 可能な限り抑えることに重点を置きつ	・成人・若年者に重症者 が多いタイプ		②小児 ③成人・若年者 ④高齢者		
つ, あわせて我が国 の将来を守ることに		①高齢者 ②成人・若年者	①医学的ハイリスク者②小児		
重点を置く考え方			③高齢者 ④成人・若年者		

発生段階ごとの相談・医療体制

発生段階	海外発生期	国内発生早期 (県内未発生期)	県内発生早期	県内感染期	小康期
相談窓口	・コールセンター (市町村	,保健所等)			・コールセンター 体制の縮小
	・帰国者・接触者相談セン	ッター(保健所等)	\rightarrow	-	
外来診療	•帰国者•接触者外来			・原則として 一般医療機関	通常の医療体制
入院診療		8	第2種感染症指定 医療機関等	・重症者のみ	通常の医療体制